

V ホットな消費者ニュース（令和2年度）

※県内の消費生活相談窓口に寄せられた相談の中から、注意が必要な事例について紹介しています。

2020年 4月号	<ul style="list-style-type: none"> ●「注文していない商品を代引きで発送する」というメールにご注意ください！ ●新型コロナウイルス関連情報 	P44
2020年 5月号	<ul style="list-style-type: none"> ●外貨建て生命保険に加入の際は慎重に検討しましょう！ ●電力の切り替えトラブルにご注意ください！ 	P45
2020年 6月号	<ul style="list-style-type: none"> ●お試しのつもりが定期購入？ネット通販に注意！ ●「安くなる」と言うプロバイダーの変更は慎重に！ 	P46
2020年 7月号	<ul style="list-style-type: none"> ●簡単に儲かるような副業はありません！ ●インターネット予約サイトで契約したホテルのキャンセルに注意！ 	P47
2020年7月 臨時増刊号	<ul style="list-style-type: none"> ●豪雨災害に便乗した悪質商法にご注意ください！ 	P48
2020年 8月号	<ul style="list-style-type: none"> ●無料の点検商法にご注意！ ●「給料ファクタリング」と称するヤミ金融にご注意！！ 	P49
2020年 9月号	<ul style="list-style-type: none"> ●「お金を受け取って」というメールには気をつけましょう！ ●友人からのメッセージ？それはフィッシング詐欺サイトへの入口かもしれませぬ！ 	P50
2020年 10月号	<ul style="list-style-type: none"> ●排水管の高圧洗浄『地域一斉工事』のチラシにご用心！ ●通信販売は利用の前に記載事項をよく読みましょう！ 	P51
2020年 11月号	<ul style="list-style-type: none"> ●害獣の駆除業者を呼ぶときには慎重に！ ●年末の電話勧誘にご注意！送り付け商法！？ 	P52
2020年 12月号	<ul style="list-style-type: none"> ●格安をうたう家具や家電品等の模倣サイトにご注意！ ●クレジットカードの支払い方法が、気づかないまま「リボ払い 5,000 円コース」の設定だった！？ 	P53
2021年 1月号	<ul style="list-style-type: none"> ●「トイレがつまった！」「水が流れない！」修理業者をネット検索する時は気をつけましょう！ ●SNSで見つけた在宅ワーク、初期設定だけで自動的に毎日 5 万円稼げる？！ 	P54
2021年 2月号	<ul style="list-style-type: none"> ●占いサイトのトラブルに注意！ ●フリマアプリでの高額取引に気を付けて！ 	P55
2021年 3月号	<ul style="list-style-type: none"> ●ペットを買うときにはよく考えて！ ●「火災保険を使って無料で住宅修理できる」など、自己負担ゼロを強調した勧誘にご注意！ 	P56



「注文していない商品を代引きで発送する」というメールにご注意ください！

(相談事例)

スマホに、「代引きで50枚入り1万2千円のマスクを発送する」というメールが届いた。「受け取り拒否すれば損害賠償請求する、心当たりがなければ返信するように」とある。注文した覚えはないが、どうしたらよいか。

(アドバイス)

- ◆新型コロナウイルスに便乗した消費者トラブルの相談が寄せられています。頼んだ覚えがなければ、絶対に返信せず無視してください。
- ◆相手に連絡してしまうことで個人情報を伝えてしまい、請求を受けることにつながります。
- ◆万が一、商品が届いた場合は、宅配業者に事情を伝えて受け取り拒否し、発送伝票の事業者名や住所、電話番号を控えて、消費生活センター・消費生活相談窓口へ相談しましょう。

新型コロナウイルス関連情報

- ☞ 新型コロナウイルス感染が拡大している状況の下、様々な風説が流れていますが、食料品や生活必需品等が必要な方に届くよう、正しい情報を見極め、デマに惑わされず、冷静に対応しましょう。
- ☞ 有料イベントや旅行のキャンセルに関する相談が、地域の消費生活センターに寄せられています。有料イベントや旅行をキャンセルする場合は、返金の取扱い等を主催者等に確認しましょう。
- ☞ 新型コロナウイルスに便乗した消費者トラブルの相談が寄せられています。行政から委託されたという業者などからの怪しい電話や訪問、心当たりのない送信元からの怪しいメール・SMSなど、怪しい、おかしいと思うものには反応しないようにしましょう。おかしいと感じた時や、困った時は、お近くの消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。
- ☞ 国民生活安定緊急措置法に基づいて、令和2年3月15日から、小売店舗やネットサイト等から購入したマスクを、購入した金額よりも高い価格で、インターネットや店舗等を通じ、不特定または多数の者へ転売することが禁止されています。感染症の拡大の効果的な予防には、風邪や感染症の疑いがある人たちに使ってもらうことが何より重要です。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可) 福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)
 北九州市 093-861-0999 (土曜日でも相談可) 久留米市 0942-30-7700 (第2日曜日でも相談可)
 飯塚市 0948-22-0857 宗像市 0940-33-5454
 大牟田市 0944-41-2623 行橋市広域 0930-23-0999
 糸島市 092-332-2098 筑紫野市 092-923-1741

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)
 ※ナビダイヤル通話料金が発生します



外貨建て生命保険に加入の際は 慎重に検討しましょう！

(相談事例)

以前から加入している保険会社の担当者に、相続のことを考えて相談したところ、「よい商品がある」と説明に来た。複数の書類も渡されたが、その担当者を信頼して自分の希望を伝えていたので、よく読まずに契約した。

ところが、後日、為替変動に伴う経過報告の書類が届き、そこで初めてこの保険が外貨建てであること、中途解約すると為替リスクがあることを知った。この契約を取り消したい。

(アドバイス)

- ◆外貨建て生命保険は、生命保険会社だけでなく銀行などでも販売されています。ご相談者の中には、担当者が銀行員であることから「定期預金をしたつもりだった」と、元本保証と誤っていた方もいます。契約する際は、その内容についてしっかりと確認しましょう。
- ◆消費者の希望と異なる勧誘が行われ、外貨建て生命保険の契約であることや、為替リスク等について、消費者がよく理解しないまま契約する事例が多くあります。クーリング・オフが可能な場合でも為替のリスクで損失が発生する場合があります。勧誘されてもその場で契約せず、渡された書類をよく読んで内容を確認しましょう。家族にも相談し、慎重に検討することが大切です。

電力の切り替えトラブルにご注意ください！

(相談事例)

一人暮らしのアパートに大手電力会社を名乗る男性が来訪し、「アパート全体の電力契約が変更になります。皆さんに変更手続きをお願いしています。手続書類の記入をお願いします」と言われて手続きをした。

その後、封書が届き、大手電力会社ではなく別会社との契約とわかった。びっくりして不動産会社に問い合わせたところ、アパート全体での変更はしていないと言われた。

(アドバイス)

- ◆電力の勧誘を受けた際は、勧誘してきた会社名や問い合わせ先、契約内容（料金・解約手続き）などをよく説明してもらい、理解してから契約しましょう。契約期間に縛りがあり、解約しようとするとならば違約金がかかる場合もあります。
- ◆「アパート全体で切り替える」と言われてもうのみにせず、貸主、不動産会社等に確認してください。
- ◆検針票の記載情報を事業者に安易に見せると契約変更になる場合もあります。慎重に取り扱しましょう。
- ◆書面が届いてから8日以内であれば、クーリング・オフができます。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)	福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)
北九州市 093-861-0999 (土曜日でも相談可)	久留米市 0942-30-7700 (第2日曜日でも相談可)
飯塚市 0948-22-0857	宗像市 0940-33-5454
大牟田市 0944-41-2623	行橋市広域 0930-23-0999
糸島市 092-332-2098	筑紫野市 092-923-1741

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)
※ナビダイヤル通話料が発生します



お試しのつもりが定期購入？ ネット通販に注意！

(相談事例)

SNSの広告で、「サプリメントがお試しで500円で購入できる」とあったので注文した。商品が届いたので、コンビニで手数料を含め550円の支払を済ませた。ところが、数日後に、2回目の商品発送メールが来た。すぐに業者に連絡したところ、この商品は、定期購入で最低3回は購入することが条件になっていると説明を受けた。

もう一度、注文確認画面を確認したところ、小さな文字で、初回を含め最低3回の定期購入が条件であることと合計金額の表示もあった。定期購入だと分かっていれば契約しなかった。

(アドバイス)

- ◆通信販売（インターネット通販、テレビ通販）はクーリング・オフの適用がないので、注文する前に契約内容や解約条件、返品可否や方法を必ず確認し、万が一に備えてその記録を残しておきましょう。
- ◆また、通信販売での定期購入は、金額や期間などを表示することになっていますが、文字が小さかったり、広告から少し離れた気づきにくいところに記載されていることもあるので、「お試し」「無料」などの目立つ表示以外にも注意しましょう。
- ◆今回の事例のほか、「電話がつながらず解約できない」などのトラブルも起きています。電話がつながらない場合は、つながるまでかけることになりませんが、念のためメールやファックスで解約の意思を伝えておきましょう。

「安くなる」と言うプロバイダーの変更は慎重に！

(相談事例)

「今よりも料金が安くなる」と電話で勧誘された。その勧誘の電話が、現在契約中の会社Aと思いプロバイダー（インターネット接続業者）を変更した。

変更後、実際には料金が安くないこと、また、現在契約中の会社Aではないことが分かり解約を希望した。

しかし、変更先のプロバイダーを解約すると、高額な違約金がかかると言われ困っている。

(アドバイス)

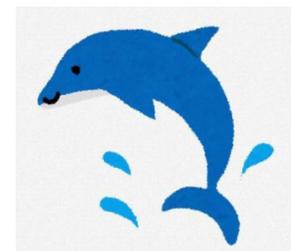
- ◆プロバイダー等の電気通信サービスは、電話勧誘による契約でもクーリング・オフ制度が使いません。
- ◆しかし、初期契約解除制度により、契約書を受け取った日を初日とする8日以内であれば、契約を解除できます。違約金の支払いは不要ですが、利用した場合のサービス料、契約解除までに行われた工事費用、事務手数料については支払う必要があります。
- ◆プロバイダーの変更をする際は、説明をよく聞き、契約内容を把握したうえで契約しましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)	福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)
北九州市 093-861-0999 (土曜日でも相談可)	久留米市 0942-30-7700 (第2日曜日でも相談可)
飯塚市 0948-22-0857	宗像市 0940-33-5454
大牟田市 0944-41-2623	行橋市広域 0930-23-0999
糸島市 092-332-2098	筑紫野市 092-923-1741

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します



簡単に儲かるような副業はありません！

(相談事例)

新型コロナウイルス流行のため、仕事が自宅待機になり収入が激減した。ネットで副業を調べたところ、「相談相手をするだけで高収入を得られる」という副業サイトがあり、無料だったので登録をした。

すぐに相談者を紹介され、サイトで相談に乗って親身に回答したところ大変感謝され、サイトが払う謝礼だけでなく、あなたに直接お礼したいと高額な金額を提示された。

ただそれを受け取るためには、そのサイトのポイントを購入してサイト内で手続きをする必要があり、その費用はお礼とは別に払うとの言葉を信じ、ポイントを買って手続きをした。

すると、今度はまた別の手続きが必要と言われ、何度もお金を払ってポイントを購入し、何度も手続きした。度重なるポイントの購入で貯金もなくなり、もうお金が無いのでポイントが買えないとメールをすると、相談者から返事が来なくなった。騙されたのでしょうか？

(アドバイス)

◆このケースは、サイト業者に雇われた“サクラ”が“相談者”になりすまし、サイト業者へポイント代の支払いを続けさせる悪質商法の「サクラサイト商法」だと思われます。

このような被害を受けた場合、“相談者”が“サクラ”だったことの立証が困難なため、支払ったお金を取り戻すことは容易ではありません。

◆『お金儲けのノウハウと称する「情報商材」を買ったが、儲かるような内容ではなかった』『「元本保証、小額からの投資で30倍以上の高額配当」をうたう会社に投資をしたが連絡が取れなくなった』等、収入が減ったため副業をしようとした結果、逆にお金を失ったとの相談が増えています。

◆簡単に高額な収入が得られるような副業はありません。

◆おかしいと思ったら家族や友人、消費生活センターへ相談しましょう。

インターネット予約サイトで契約したホテルのキャンセルに注意！

(相談事例)

資格講座を受講するため、マンション型ホテルを海外のインターネット予約サイトで契約した。しかし、新型コロナウイルスの影響で資格講座が中止になった。そこで、事業者キャンセルを申し出たが、私が契約したプランはキャンセル無料のプランではなかったため、事業者は宿泊費を全額請求した。全額支払わなければならないか。

(アドバイス)

◆海外企業が運営するホテルの予約サイトの多くは、格安な料金で提供する代わりに、キャンセル・返金や日程変更などの条件が国内の旅行代理店と異なり、一切できないケースがあります。

これらの条件をよく確認、納得した上で予約するようにしましょう。

◆サイト運営者の基本情報（名称、住所、代表者、日本の旅行業登録有無等）や顧客対応窓口への問い合わせ手段等を確認しておきましょう。

◆不測の事態に備え予約画面を印刷し、清算が完了し契約が終了するまで保管しておきましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)	福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)
北九州市 093-861-0999 (土曜日でも相談可)	久留米市 0942-30-7700 (第2日曜日でも相談可)
飯塚市 0948-22-0857	宗像市 0940-33-5454
大牟田市 0944-41-2623	行橋市広域 0930-23-0999
糸島市 092-332-2098	筑紫野市 092-923-1741

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)
※ナビダイヤル通話料金が発生します

豪雨災害に便乗した 悪質商法にご注意ください!



(消費者庁イラスト集より)

自然災害をきっかけや口実とした便乗商法が発生することが考えられますので注意しましょう。

被害にあいそうになったとき、被害にあってしまったときは、すぐにお住まいの地域の**消費生活センター**等にご相談ください。

<事例1>

屋根が一部壊れたので、業者へ**点検を依頼**した。業者は屋根裏に上がり、カメラで撮影した画像を見せて、「早く工事をした方がいい。金額は300万円だ。」という。「このまま放置すると雨漏りする」と**不安をあおられ、契約を急がされた**。

◆アドバイス

災害による被害で、修理などが必要な場合でも、慌てずに複数の業者から見積もりを取ったり、家族や周囲の方などに相談し、十分に検討したうえで契約しましょう。

<事例2>

「火災保険を請求すれば**自己負担無し**で修理できる。保険申請も手伝う。」などといわれ契約を結んだが、保険金請求時に経年劣化を自然災害と偽って請求するように言われた。怪しいと思い解約を申し出ると、**高額な解約料**を請求された。

◆アドバイス

請求した保険金が支払われず、工事費が自己負担になったり、高額な解約料を請求されたりするケースもあります。自然災害で住宅が損害を受けたときは、まずは自分で損害保険会社か代理店に連絡し、保険支払の対象となるのか等を確認しましょう。

<事例3>

「**義援金を集めている**」という人が来て、断ったがなかなか帰ってくれず、その後、外で待っていた仲間と「うまくいかない」などと話していて、**義援金詐欺**と思われた。

◆アドバイス

義援金は確かな団体を通して送るようにしてください。振込口座がその確かな団体の正規のものであることも確認してください。

★消費者ホットライン (最寄りの消費生活センター・相談窓口につながります)

(局番なし) **188(いやや!)**

★福岡県消費生活センター **092-632-0999**

相談時間 月～金曜日9:00～16:30 / 日曜日10:00～16:00



無料の点検商法にご注意！

(相談事例)

「下水道工事が終わりましたよね？検査するので敷地内への侵入の許可がほしい」と電話がかかってきた。最近下水道が通ったばかりなので、てっきり市役所から依頼された検査だと思った。業者は「明日からご近所を点検して回る」と言うが、社名を名乗らないので不審に思い承諾しなかった。

何とか社名を聞き出し、市役所の下水道課に問い合わせると、「個人宅の敷地内を点検するような依頼はしていない。同様の問い合わせが数件入っている」と言われた。

(アドバイス)

「市役所から依頼されている業者」と勘違いさせ、点検と称して排水管の清掃や、新たな工事を勧誘するのが目的と思われる。

- ◆不審に思ったらいったん電話を切り、市役所・役場に確認しましょう。
- ◆契約を急がせたり、その日のうちに工事を済ませてしまおうとする業者は、注意が必要です。
- ◆業者の訪問によって契約した場合は、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフ（無条件解約）ができます。
- ◆不安なときはすぐに消費生活センターに相談しましょう。

「給料ファクタリング」と称するヤミ金融にご注意！！

(相談事例)

新型コロナウイルスの関係で収入が減少したため、インターネットで検索して見つけた「給料ファクタリング」業者5社からお金を受け取った。どの業者も、受け取った金額に対して返済額は高額である。A社からは、受取額1万5千円に対して3万円を返済するように求められている。

返済期日が近づいたが、返済が困難で困っている。（20代 男性）

(アドバイス)

- ◆インターネット広告等で、「借金ではない」「ブラックOK」などと宣伝し、「給料（給与）ファクタリング」と称するヤミ金融の取引に関する相談が寄せられています。
- ◆業者は、「債権の買い取りなので金銭の貸付ではない」などとうたっていますが、個人の貸金債権を買い取って金銭を交付し、個人を通じて資金を回収する業務は、貸金業に該当します。貸金業の登録を受けずにこのような業務を営む者は、**違法なヤミ金融**ですので、利用するのは絶対にやめましょう。
- ◆高額な手数料を請求されることに加え、勤務先や家族への強引な取り立ても発生しています。
- ◆借金のことなどで困ったら、まずは最寄りの消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談して下さい。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)	福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)
北九州市 093-861-0999 (土曜日でも相談可)	久留米市 0942-30-7700 (第2日曜日でも相談可)
飯塚市 0948-22-0857	宗像市 0940-33-5454
大牟田市 0944-41-2623	行橋市広域 0930-23-0999
糸島市 092-332-2098	筑紫野市 092-923-1741

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)
※ナビダイヤル通話料が発生します



「お金を受け取って」というメールには気をつけましょう！

(相談事例)

スマホに「宝くじに当選した。10億円を受け取って」とメールが来た。半信半疑ながらメール記載のURLにアクセスすると、「当選金受取のためにポイントが必要」というので電子マネーでポイントを購入した。

その後も、手続きを進めていくうちにさまざまな名目でポイント購入を求められているが、まだ当選金を受け取れていない。(70代 男性)

(アドバイス)

- ◆ お金がもらえるというメールは詐欺です。そのメールに返信したりURLにアクセスすると、サイトに誘導され登録されてしまいます。
- ◆ 登録後にサービスの利用料金や手続き費用という名目で、繰り返しお金を請求されます。「ずっとお金を請求され支払っているが、まだ当選金が受け取れない」という相談が、多く寄せられています。
- ◆ 相手は言葉巧みに支払いを促しますが、お金を支払うよう要求されたときは、すぐに支払わず、いったん冷静になる時間を持ちましょう。
- ◆ 疑問を持ったとき、不安なときは、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

友人からのメッセージ？

それはフィッシング詐欺サイトへの入口かもしれません！

(相談事例)

SNSのメッセージアプリに知り合いから動画が送信されてきた。視聴しようとしたがうまく見れず、アプリに再ログインする案内画面が出たので、指示に従いIDとパスワードを入力した。その後セキュリティに関する警告が出て、セキュリティアプリをインストールさせるような画面になったのでおかしいと思った。

メッセージを送った知り合いに連絡したところ、「登録しているアプリ上の知り合いから『変なメッセージが届いている』という連絡が次々に来て困っている」とのこと。どうしたらいいか？(50代 男性)

(処理結果)

知り合いがアプリの乗っ取り被害にあい、メッセージを送信してしまったと考えられます。相談者が誘引された案内画面は本物のメッセージアプリと全く同じ作りで、そこにIDとパスワードを入力していました。そのアカウントは悪用される可能性があるため、すぐにIDとパスワードの変更をするよう勧めました。このまま気づかずにアプリをインストールした場合、継続的に課金されてしまったり、ウイルスに感染したりという恐れもありました。

(アドバイス)

個人情報を盗み取るフィッシング詐欺の手口はどんどん巧妙になっています。このような手口があるということを知っておき、不用意にIDやパスワードなどを入力しない、アプリのインストールに誘導されたら必ず情報を確認し不審なものは利用しない等、常々気をつけておきましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)	福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)
北九州市 093-861-0999 (土曜日でも相談可)	久留米市 0942-30-7700 (第2日曜日でも相談可)
飯塚市 0948-22-0857	宗像市 0940-33-5454
大牟田市 0944-41-2623	行橋市広域 0930-23-0999
糸島市 092-332-2098	筑紫野市 092-923-1741

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)
※ナビダイヤル通話料が発生します



排水管の高圧洗浄『地域一斉工事』のチラシにご用心！

（相談事例）

先日ポストに、「一戸建てにお住いの方を対象に、排水管洗浄を地域一斉工事により格安で実施させていただきます。」というチラシが入っていた。通常は、3万円～5万円程度の料金がかかるが、地域一斉集中工事を行うことで経費が削減でき、個別に依頼した場合より大幅に安くなる、という内容だった。また、3年以上洗浄せずに放置すると、悪臭がするほか、害虫や細菌の温床になることや近隣や公共物への浸水を招くおそれがあるとも書かれていた。

地域一斉と書いてあるが、必ず申し込まないといけないのか。

（アドバイス）

- ◆「地域一斉工事」などの記載があると、市役所と関係のある工事と思われがちですが、宅地内の排水設備は個人の所有物であるため、その清掃や点検などを市役所が業者に委託することはありません。
- ◆排水口のつまりや悪臭など、気になる箇所がある場合は、自治体の指定工事店の中から複数の見積もりをとり、比較検討しましょう。
また、見積もりを依頼する際は、見積もりをしてもらうことが無料かどうかを事前に確認しましょう。
- ◆チラシで「高圧洗浄料金〇〇円」とうたっていても、1箇所当たりの料金で、実際は費用が高額になったり、他の工事の勧誘を受けたりする事例もあるので、注意してください。

通信販売は利用の前に記載事項をよく読みましょう！

（相談事例1）

ネット通販で初回無料のサプリを購入した。購入回数の縛りがないので解約の電話をしたがつながらなかった。2度目の商品が届いたので「クーリング・オフをする」とメモを入れて返品したがその後も商品が届く。

（相談事例2）

ネット通販で車の部品を注文し、銀行振り込みをしたが入金後から連絡がつかない。注文した時の画面には「3日後に発送」と記載があったが商品も届かない。

（アドバイス）

- ◆新型コロナウイルス感染症拡大を受け、インターネット通販を含めた通信販売に関するトラブルが増加しています。
テレビ、カタログ、インターネットなどの通信販売には法律上クーリング・オフの適用はなく、申し込みの前に返品特約などを確認することが大切です。特にインターネット通販のトラブルに遭わないためには、所在地が記載されているか、不自然な日本語が使われていないか、極端に安くないか、支払方法が個人名義の口座への銀行振り込みのみではないかなどを確認しましょう。怪しい場合は利用をやめましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)	福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)
北九州市 093-861-0999 (土曜日でも相談可)	久留米市 0942-30-7700 (第2日曜日でも相談可)
飯塚市 0948-22-0857	宗像市 0940-33-5454
大牟田市 0944-41-2623	行橋市広域 0930-23-0999
糸島市 092-332-2098	筑紫野市 092-923-1741

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)
※ナビダイヤル通話料金が発生します



害獣の駆除業者を呼ぶときには慎重に！

(相談事例)

住宅地の一軒家に住んでいるが、昨晚、天井裏から何かが動き回る音が聞こえた。天井裏を覗くと、そこに居たのはアライグマで、すぐに追い出そうとしたが、暴れ回って手に負えなかった。そこで、インターネットで駆除業者を探して、夜遅くだったがすぐに来てもらい、駆除業者2人がかりで天井裏から追い出してもらった。その後、天井裏を消毒して降りてこられたが、出張費、作業費、薬剤費など合計で30万円もの請求を受けた。

事前に金額を聞かなかったのがまずかったとは思いますが、たった1時間の作業で30万円の請求は高すぎると思う。払わなければいけないのか？

(アドバイス)

- ◆最近、住宅地でも害獣が住宅に侵入するという被害が増えています。早く追い出さなければ、と慌てて業者に依頼して、料金トラブルになったとの相談も増えています。緊急事態で余裕が無くても、作業を依頼する前には、必ず、いくらかかるのかを尋ねてください。そして、納得できない金額だったら、なぜそんな金額になるのかを聞き、それでも納得できない場合は断るようにしないと、後でトラブルになります。
- ◆請求金額は、作業時間の長短だけでなく、深夜の出張費、危険を伴う作業費、消毒に使う薬剤費など様々な金額の積み上げとなっています。事前に確認して、その金額に納得してから作業をお願いするようにしましょう。また、余裕がある場合は、事前に複数社から見積りを取ることをお勧めします。

年末の電話勧誘にご注意！送り付け商法！？

(相談事例1)

実家に一人で住む高齢の母のところに、遠方の産地直送業者から電話がかかり、カニなどの魚介類を勧められたようだ。威勢のいい男性から、言葉をはさむ間もなくカニを宣伝され、断りきれなかったらしい。「キャンセルしたいが連絡先がわからない」と母から相談を受けた。商品が届いた場合、どうしたらいいか？ (50歳代 女性)

(アドバイス)

- ◆カニなどの魚介類の購入を勧める電話があり、強引に契約をさせられてしまったり、断ったのに商品が届いたという相談が寄せられています。電話を受けた時は、あいまいな返事をせず、きっぱりと断るようにしましょう。
- ◆断ったにもかかわらず、一方的に商品が送りつけられてきた場合、お金を払わずに、受け取り拒否をしましょう。
- ◆もし契約してしまい、商品が届いたとしても、電話勧誘販売の場合、契約書面を受け取って8日以内であれば、クーリング・オフにより契約解除ができます。
- ◆困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)	福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)
北九州市 093-861-0999 (土曜日でも相談可)	久留米市 0942-30-7700 (第2日曜日でも相談可)
飯塚市 0948-22-0857	宗像市 0940-33-5454
大牟田市 0944-41-2623	行橋市広域 0930-23-0999
糸島市 092-332-2098	筑紫野市 092-923-1741

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)
※ナビダイヤル通話料金が発生します



格安をうたう家具や家電品等の模倣サイトにご注意！

(相談事例)

インターネットで、掃除機を探していると、有名な家電メーカーの商品が格安で売られているサイトを見つけ注文した。その後、商品到着予定日を過ぎても届かなかった。メーカーのお問い合わせ窓口にお問い合わせしたところ、「そのような格安での販売はしていない。」と言われた。

(アドバイス)

- ◆有名なメーカー等のWebサイトに非常によく似た作りで、正規サイトの価格よりかなり安く商品を販売する模倣サイトによるトラブルが増えています。
- ◆安くないから正規だとは言えませんが、あまりにも安い場合は購入を控えるなど、注意が必要です。
- ◆「購入する」をポチっとする前に次のような不審なことがないかチェックしましょう。
 - ☑サイトURLの表記がおかしい。(正規サイトのURL表記と少しだけ異なっている、正規サイトと同じURLの前後に別の文字が追加されている等)
 - ☑文章の表現がおかしい。
 - ☑事業者の住所の記載がない。または、住所の記載はあるが、場所を調べてみると畑や田んぼ、個人宅になっている。

クレジットカードの支払い方法が、気づかないまま「リボ払い5,000円コース」の設定だった！？

(相談事例1)

6年前に契約したクレジットカードを利用していた。先日、毎月の支払残高が増えていることが判明した。自分は全く気づかなかったが、「リボ払い5,000円コース」の設定になっていた。

(アドバイス)

- ◆今回の事例は、クレジットカードを解約して、支払残高を一括返済しました。「リボ払い5,000円コース」の設定を解除するだけでは、支払残高は1回払いにはなりません。設定を解除するまでに生じたリボ払い(リボルビング払い)は、カード会社への返済が終わらないうちは、支払残高として残ります。支払残高の繰り上げ返済をする場合には、クレジット会社に問い合わせ、必要な手続きを申し出ましょう。
- ◆クレジットカードの支払方法には、「一括払い」「分割払い」のほかに、「リボ払い」があります。リボ払いは、利用金額や回数に関わらず、毎月同じ金額を支払います。リボ払いは、月々の支払いを一定額に抑えられる反面、支払い期間が長期化し、手数料がかさむことがあるので注意が必要です。
- ◆リボ払いと気づかないまま利用し続けることがないよう、毎月、利用明細の内容を確認しましょう。電子明細であっても定期的に確認しましょう。次のようなことに気づいた時には、「リボ払いになっていないか」すぐにカード会社に問い合わせてみましょう。
 - ☑ 支払残高欄に金額の記載がある。
 - ☑ カードの利用金額以外に手数料の記載がある。
 - ☑ カード利用額に比べ、請求金額が少ない。
- ◆困った時には、お住まいの市町村の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談しましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)	福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)
北九州市 093-861-0999 (土曜日でも相談可)	久留米市 0942-30-7700 (第2日曜日でも相談可)
飯塚市 0948-22-0857	宗像市 0940-33-5454
大牟田市 0944-41-2623	行橋市広域 0930-23-0999
糸島市 092-332-2098	筑紫野市 092-923-1741

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)
※ナビダイヤル通話料が発生します



「トイレがつまった!」「水が流れない!」 修理業者をネット検索する時は気をつけましょう!

(相談事例)

トイレがつまったので、インターネットで検索し、一番上に掲載されている事業者が良いだろうと思い、来てもらった。ホームページには「修理代金1,000円～」と安価な金額が記載されていて、「作業前には見積もりし、了承をいただいてからの作業です」と書いてあったので依頼した。それなのに、来訪した事業者はいきなり作業を始め、金額を聞いても「だいたい6万円くらい」とはっきり言わず、修理後にいきなり「30万円」と高額な料金を請求した。納得できない。(70代男性)

(アドバイス)

- ◆「インターネット検索で一番上に表示」＝「良い事業者」とは限りません。インターネットで検索して上位に表示されているホームページは主に広告です。アドレスの前に「**広告**」と記載されています。
- ◆複数社から見積もりを取り、作業内容や料金を確認することが重要です。トイレなど水回りのトラブルがあると、慌ててしまいがちですが、1社ではなく複数社から見積もりを取りましょう。事前に出張や見積もりに料金が必要か確認しておくことも大切です。作業前に内容や料金を確認し納得できなければその場では契約しないようにしましょう。
- ◆疑問を持ったとき、不安なときはすぐに消費生活センターに相談しましょう。

SNSで見つけた在宅ワーク、初期設定だけで自動的に毎日5万円稼げる?!

(相談事例1)

SNSで友達登録すれば在宅ワークを紹介するという広告を見つけ登録した。紹介ページには「放置で毎日5万円稼げて報酬が自動的に上がる。毎日増える通帳をみるのが楽しみだ」「初期費用は0円、その後の費用は報酬でカバー可能」と書かれている。これを信じて設定マニュアルを購入したが、初期設定が複雑で始めることが出来ない。取消しを要望するが、情報代金は必要と言われて困っている。

(アドバイス)

インターネット等を介して売買される情報で、その情報の内容自体が商品となるものを情報商材と言います。簡単に高額収入を得られることを強調する広告に問題が考えられます。

- ◆契約前に中身を確認することができないので、怪しいと思ったら、連絡しないようにしましょう。
- ◆クレジットカードで高額決済や借金をしてまで購入することはやめましょう。
- ◆契約取消やクーリング・オフ等が出来る場合があるので、早めに消費生活センター等に相談してください。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県	092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)	福岡市	092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)
北九州市	093-861-0999 (土曜日でも相談可)	久留米市	0942-30-7700 (第2日曜日でも相談可)
飯塚市	0948-22-0857	宗像市	0940-33-5454
大牟田市	0944-41-2623	行橋市広域	0930-23-0999
糸島市	092-332-2098	筑紫野市	092-923-1741

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)
※ナビダイヤル通話料金が発生します



占いサイトのトラブルに注意！

(相談事例)

無料占いを誘うメールが届いたので、メールに張り付けられていたURLを開いて登録した。1年近く仕事がなく、無料ということもあったので、占ってもらったところ「あなたは、有名人と同じ金運を持っている。自分の指示通りにすれば金運が上がる。」というメールが届いた。金運が上がるならと思い、占い師から指示されたとおり、メールを送り返していたが、ある日送信できなくなった。業者に問い合わせたら、メールの無料送信の期間は5日間で、今後も続けるなら1通1500円分のポイントが必要と言われた。ここで止めると金運が下がると思い、何度もクレジットカードでポイントを購入し、メールを送り続けた。気づけば、150万円分のポイントを購入していた。姉に相談すると詐欺だと言われた。

(悪質な占いサイトでよくある手口)

- はじめは無料だが、途中でポイント購入が必要な有料のやりとりに誘導される。
- 個人情報を入力すると意図せず会員登録されたり、複数の占いサイト等からメールが届く。

(アドバイス)

- ◆無料だからと気軽に氏名や生年月日、住所、メールアドレスなどの個人情報を入力しない。
- ◆占い師や鑑定士を名乗る者からメッセージが届いても安易に返信しない。
- ◆占い師や鑑定士を名乗る者の言葉をうのみにしてやり取りを継続しない。

気をつけましょう

フリマアプリでの高額取引に気を付けて！

(相談事例)

10か月前、フリマアプリで30万円の中古の自動車検査証(車検証)付きのバイクを購入した。見た目はボロボロでもマニアの中では人気の型式。申し込み後、無料通話アプリでやり取りをし、車検証の写真(住所、氏名を伏せたもの)も送ってきたので信用した。相手が直接当地まで運んできたとき、車検証がなかったので「車検証は？」と聞くと「後で郵送する」と言われた。感じのいい人だったので信用した。しかし、いつまで待っても車検証は届かなかった。整備も済んで動くようになったが、車検証がないので登録が出来ず、公道で乗ることが出来ない。無料通話アプリを通してメールや電話をかけ続けたが、しばらくして連絡が取れなくなった。アプリ運営会社からも連絡を促してもらおうが一切連絡がない。出品者は女性と思われる名前だったが、バイクを運んできた人は男性だった。住所も本名もわからず連絡の取りようがない。警察へ相談したが「介入は難しい」と言われた。(10代 男性)

(アドバイス)

- ◆フリマアプリ等のフリマサービスは個人間の取引であり、トラブル解決は当事者間で行うことが求められます。
個人間の取引については、消費生活センターではアドバイスにとどまり、相手との交渉には入りません。
- ◆手軽で便利なフリマアプリですが、あくまでも見えない相手とのやり取りです。
リスクがある取引と認識し、慎重に行いましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可) 福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)
 北九州市 093-861-0999 (土曜日でも相談可) 久留米市 0942-30-7700 (第2日曜日でも相談可)
 飯塚市 0948-22-0857 宗像市 0940-33-5454
 大牟田市 0944-41-2623 行橋市広域 0930-23-0999
 糸島市 092-332-2098 筑紫野市 092-923-1741

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)
 ※ナビダイヤル通話料金が発生します



ペットを買うときにはよく考えて！

(相談事例)

コロナ禍で自宅にいる時間が増えたので、ペットショップへ行って子犬を買った。おとなしくて吠えない犬種を調べ、店員にもおとなしいことを確認して、その犬種の子犬を買ったのに、家に連れて帰ると吠えたり暴れたり大変だった。一晩中吠えていたので、翌日ペットショップへ連れて行き、子犬を返すのでお金を返して欲しいと頼んだら、お金は返せないと断られた。こんなに吠えて暴れる犬は飼えないと言うと、ペットショップが無料で引き取り、里親を探すことは出来ると言われた。店員が吠えないと言ったから買ったのに話が違う。嘘の説明をしたのでペットショップに責任があると思う。昨日買ったばかりなので、子犬を引き取って全額返金してほしい。

(アドバイス)

消費生活センターに寄せられる相談には、普通の商品の購入による相談だけでなく、このようなペットの購入トラブルの相談もあります。

- ◆ペットの売買は、一般的な商品の売買と同じ扱いとなり、この子犬は相談者が出向いたペットショップで買った「商品」となりますので、商品を店頭で買った時と同様に、店側に「返品」を受ける義務はありません。(不良品等の場合を除き、返品・交換はその店舗のサービスとなります。)
- ◆「店員が虚偽の説明をした」と、店舗の責任を主張されていますが、子犬がどんな時でも吠えないとは考えにくいいため、全面的に店側の責任を主張するのは難しいと思われます。このケースは相談者と店舗との話し合いで納得できる妥協点を見つけるしかありません。
- ◆法律上ではペットも商品ですが、一般の商品と違い、命あるペットへの責任もついてきます。「かわいいと思ったから」と一時的な気持ちだけで安易に決めず、責任を持って飼えるのかどうかまで考えましょう。

「火災保険を使って無料で住宅修理できる」など、自己負担ゼロを強調した勧誘にご注意！

(相談事例)

自宅に、知らない業者から「保険金で自己負担なしに住宅修理ができる」と電話がかかってきた。後日、家に来た業者は、家の至るところの写真を撮って、「ひどく傷んでいた」「このまま放置すると雨漏り等大変なことになる」と説明した。不安になり、業者から言われるがまま、「保険申請」「住宅修繕」等書かれた契約書にサインした。業者が帰った後、契約書の裏面に「キャンセルする場合は修繕見積金額の40%」等高額な違約金が記載されていることに気付いた。

(アドバイス)

- ◆火災保険を使って住宅修理する場合は、保険の適用対象になるか、申請はどのようにするかについては、加入している保険会社に直接相談しましょう。
- ◆住宅修理等は、複数の業者から見積もりをとり、工事内容や契約内容を慎重に検討することが大切です。
- ◆訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合、契約書を受け取って8日間はクーリング・オフできます。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)	福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)
北九州市 093-861-0999 (土曜日でも相談可)	久留米市 0942-30-7700 (第2日曜日でも相談可)
飯塚市 0948-22-0857	宗像市 0940-33-5454
大牟田市 0944-41-2623	行橋市広域 0930-23-0999
糸島市 092-332-2098	筑紫野市 092-923-1741

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)
※ナビダイヤル通話料金が発生します